

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

要 望 書

平成27年11月25日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

被災地の介護保険制度等を取り巻く環境改善について

当市においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線に対する不安等から、医師、看護師、介護職員等が大幅に減少し、市内の医療・介護保険施設等において安定かつ継続的に医療・介護等サービスを提供するための人材が極端に不足する事態となっています。

その一方で、生産年齢人口層の流出により市内の高齢化率は震災前の約26%から約31%となり、特に居住者ベースでは33%を超え、実に住民の3人に1人が高齢者となっており、それに伴い介護保険認定者数や施設入所の待機者が大幅に増加しています。

このことから、市民の将来の生活に対する不安は広がり、震災等から5年が経過しようとする中、市民の活力を生かしながら復興・再生を加速化しなければならない当市にとっては、極めて深刻な問題と考えております。

さらには、平成28年4月の避難指示区域の解除目標に向け、現在、当該区域内の介護保険施設の再開準備を進めておりますが、市内20キロ圏外での施設で介護職員等が確保されない状況下において避難指示区域の施設等の職員の確保はさらに難しく、施設の再開遅れや再開断念となる事態に陥っています。このことは、区域内住民の帰還の障害にもなっており、当市にとっては、まさに市内全域において介護職員等の離職を防ぎ、新規職員を確実に確保し続けていくことが極めて重要となっております。

また、平成27年度介護報酬改定により、全体で2.27%の減額となった介護報酬について、財務省は「介護保険事業所は概ね黒字経営になっている」との見解を明らかにしておりますが、市内の殆どの介護保険事業所は収益の悪化により内部留保を取り崩す、基本報酬部分の削減分を介護職員処遇改善加算等の増加分で補うなどの対応を強いられており、経営の不安定化により更なる人材流出を来すような悪循環に陥る可能性が高まるなど、被災地の介護現場の実態と国の認識とのずれが生じております。

つきましては、市民の将来に対する不安を軽減し、当市の復興・再生の加速化を図るためにも、介護職員等の早急かつ安定的な確保など、被災地の介護保険制度等の運営における環境改善について、国の責任において確実に取り組んでいただきますよう、下記事項について強く要望いたします。

記

1 介護職員等の確保について

- (1) 国の責任において、介護保険施設等の職員を直接雇用し、当市内のそれぞれの機関に配置すること。
- (2) 介護保険事業者を支援するため、現行の「介護職員処遇改善加算」とは別に、特例措置として、新たに国の全額負担による職員賃金手当制度を創設すること。

2 介護報酬制度の改善について

- (1) 基本報酬部分について被災地に限定した加算を設けるなど、被災地の介護保険事業者の経営支援策を早急に講じること。
- (2) 国において、被災地の介護保険施設及び事業所の実態調査を早急に行い、正確に実態を把握すること。

以上